

## 補助金等調査表（チェックシート）

所属 下水道課

### （1）補助金の内容

名	称	浦安市生活扶助世帯に対する水洗便所改造費補助金	
交付開始年度	昭和61年度	終了予定年度	
交付先	処理区域内における、家屋所有者である生活扶助世帯		
交付の目的・必要性	水洗化への改造義務を負う生活扶助世帯に対して、水洗化改造経費の補助を行うことで水洗化の普及促進を図る。		
対象事業の内容	公共下水道処理区域内で、生活扶助世帯が汲み取り便所を水洗便所に改造、または浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事費を行う場合、予算の範囲内において補助金を交付する。		
形態	■ 事業補助            □ 運営補助 □ 混合補助      ⇒   割合が大きいのは □ 事業補助       □ 運営補助		
直近の見直し状況	見直した時期		
	内容		
交付申請	受領書類	□ 事業計画書   □ 収支予算書   ■ その他（指定排水業者の見積書等）	
	確認内容	生活扶助者証明書等により申請資格を満たしているか審査する。	
実績報告	受領書類	□ 事業報告書   □ 収支決算書   ■ その他（水洗便所改造工事完成届等）	
	確認内容	現地にて設置状況を確認（検査）する。	

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 特定の個人又は集団に利益をもたらす 下水道未接続世帯の家屋所有者である生活扶助世帯に限定されるため。
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 ほとんど合っていない 過去10年以上の間、制度利用実績（申請）がないため。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	補助の対象が生活扶助世帯であり、下水道の水洗化は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共性も高く市で行う必要がある。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できない	生活扶助費は水洗化の工事費用までは、支給されないため。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 低い 過去10年以上の間、制度利用実績（申請）がないため。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標 即していない 過去10年以上の間、制度利用実績（申請）がないため。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	生活扶助対象者に対し、衛生的な生活環境が整うことや、水洗化される事により、周辺住民の衛生的目付快適な環境が整う効果がある。
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	補助期限を設定してしまうと、生活扶助世帯の水洗化を行う可能性が無くなってしまうため。	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	浦安市指定排水設備工事業者による、工事見積もり等。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	環境衛生的な市民生活の向上、公共用水域の水質の保全。
施策との整合性	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	補助の対象が生活扶助世帯であり、浦安市が実施している下水道事業の水洗化率向上に寄与する制度であるため、他に事業を実施する団体は無い。
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	設定済	浦安市生活扶助世帯に対する水洗便所改造費補助金交付要綱により、予算の範囲内で工事費用から住宅扶助として受けた額を控除した額としている。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		令和3年3月末現在で、市内における水洗化率は97.8%に達し県内でも上位に位置し、これまでの積み重ねが数字に表れているものと思われる。	
	評価	評価理由	
	十分効果をあげている	水洗化率や公共用水域の水質の保全の観点からも、効果があったと思われる。	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	対象が生活扶助世帯という性質上、行政が直接関与すべきものとする。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	浦安市指定排水設備工事業者による、工事見積もり等。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
	対象としていない		

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

現在把握している近隣市にて船橋市が同様の補助金を設けているが、補助対象等も同様であることから、制度の内容は適切であると評価している。

(4) 補助金の課題

下水道未接続者で且つ生活扶助世帯である事が条件となり、対象者自体が少ないこと。

(5) 所属長の総合評価

制度を活用できる対象者が限定的であるが、生活扶助世帯が水洗化する際に活用できる唯一の助成であるため、継続すべき制度であると評価している。

(6) 補助金の今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由

生活扶助世帯にとっての、水洗化を行う唯一の手段なので、見直し・廃止等は難しいと思われる。

見直しの時期	
見直しの内容	

廃止の時期	
廃止の理由	